

議案参考資料

[令和2年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

スポーツ振興課 スポーツ振興係

議案名

議案第95号 桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

市民体育館及び陸上競技場の整備に伴い、両施設の使用料を見直すとともに、所要の改正を行おうとするものです。

概要

1 使用料の見直し

施設整備に伴い、適正な受益者負担と持続可能な視点での料金設定が必要となることから、建設費用、備品、維持管理費等のコストを基に算定し、両施設の使用料の見直しを行うものです。

2 休場(休館)日の明記

従前から体育施設は、年末年始を休場(休館)としておりましたが、条例に規定されていなかったため、休場(休館)日を明記します。

休場(休館)日：12月29日から翌年1月3日まで

(施行期日：令和3年1月1日)

背景・経過

新市民体育館は、平成29年度に設計が完了、平成30年10月から約3か年の工事を実施し、令和2年9月30日に本体工事が完了し、令和3年1月のオープンに向け、現在、外構整備中です。

新市民体育館は、旧体育館同様に市民の利用を第一に考え、市長杯をはじめとする市民大会や各種スポーツ大会はもちろん、屋内スポーツ活動の拠点、マーチングフェスティバルやビジネスマッチングの開催など多目的に活用していただける施設です。また、「誰にでも優しい施設」を基本に、災害時の使用、市民の健康増進、環境面への配慮などの観点から、スポーツ関係者だけでなく全市民のみなさまにとっても必要な機能を併せ持つ施設です。

陸上競技場は、市民体育館と同様に利用者の安全確保の観点からも大規模な改修が求められていたため、改修の検討を進め、令和元年10月から工事に着手し、令和3年3月5日に完成する予定です。